

京都市北区民まちづくり会議開催要綱 新旧対照表(案)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 「北区基本計画～はつらつ北区プラン～」(以下「はつらつプラン」という。)に基づく区のまちづくりについて、専門的な見地及び区民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市北区民まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)を開催する。</p> <p>第2条～第5条(略)</p> <p>(部会)</p> <p>第6条</p> <p>第1項及び第2項(略)</p> <p>3 北区長は、部会長を副座長から指名する。</p> <p>第4項～第6項(略)</p> <p>第7条(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1項(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 「北区基本計画～はつらつ北区プラン～」(以下「はつらつプラン」という。)に基づく区のまちづくり及び<u>次期基本計画</u>について、専門的な見地及び区民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、京都市北区民まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)を開催する。</p> <p>第2条～第5条(略)</p> <p>(部会)</p> <p>第6条</p> <p>第1項及び第2項(略)</p> <p>3 北区長は、部会長を<u>座長及び副座長</u>から指名する。</p> <p>第4項～第6項(略)</p> <p>第7条(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p>

<p>(関係要綱の廃止) 第2項～第4項(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第1項(略) (関係要綱の廃止) 第2項～第4項(略)</p> <p>附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成31年3月7日から施行する。</u></p>
---	--